

新旧対照表
【税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成31年3月30日財関第439号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(携帯品等の輸入申告手続)</p> <p>2 電子申告ゲートを使用して行う携帯品等の輸入申告手続については、次による。</p> <p>(1) 電子申告ゲート専用のモバイルアプリケーションにより作成された携帯品・別送品申告情報が含まれる二次元コード（以下「二次元コード」という。）及び旅券を電子申告端末に読み取らせることにより行うよう申告者に求めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、<u>二次元コードの読み取りに替えて携帯品・別送品申告情報を電子申告端末に直接入力させることができる。</u></p> <p>(2) 別送品がある旨の情報が含まれた輸入申告を受理したときは、税関において「携帯品・別送品申告書」（別紙様式）を1通印刷し、確認済の旨を記載して申告者に交付するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、別送品を輸入する場合の申告手続については、関税法基本通達67-4-10(4)の規定を準用する。</p> <p>(3) 上記により輸入申告された携帯品・別送品申告情報の訂正は、申告者からの申出に基づき、税関において行うこととし、訂正後の申告内容が記載された「携帯品・別送品申告書」を1通印刷し、申告者に訂正した内容を確認した旨の署名を求めた上で、訂正を認めることとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、当該申告書は税関において保管するものとする。</p>	<p>(携帯品等の輸入申告手続)</p> <p>2 電子申告ゲートを使用して行う携帯品等の輸入申告手続については、次による。</p> <p>(1) 電子申告ゲート専用のモバイルアプリケーションにより作成された携帯品・別送品申告情報が含まれる二次元コード（以下「二次元コード」という。）及び旅券を電子申告端末に読み取らせることにより行うよう申告者に求めるものとする。</p> <p>(2) 別送品がある場合は、別送品がある旨を入力して作成された二次元コード及び旅券を電子申告端末に読み取らせることにより行うよう申告者に求めるものとし、税関において当該申告を受理したときは、「携帯品・別送品申告書」（別紙様式）を1通印刷し、確認済の旨を記載して申告者に交付するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、別送品を輸入する場合の申告手続については、関税法基本通達67-4-10(4)の規定を準用する。</p> <p>(3) 上記により輸入申告された携帯品・別送品申告情報の訂正は、申告者からの申出に基づき、税関において行うこととし、訂正後の申告内容が記載された「携帯品・別送品申告書」を1通印刷し、申告者に訂正した内容を確認した旨の署名を求めた上で、訂正を認めることとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、当該申告書は税関において保管するものとする。</p>